

第6章 市税の証明書

1. 窓口での取得

(1) 請求できる人と請求時に必要なもの

請求者	必要なもの
本人	・本人確認ができる書類 (注1)
現在同居している親族	・請求者の本人確認ができる書類 ・委任状 (注2)
相続人	・請求者の本人確認ができる書類 ・相続権が確認できるもの (戸籍・除籍謄本等)
借地・借家人等	・請求者の本人確認ができる書類 ・賃借人及び賃貸物件が記載されている賃貸借契約書
固定資産の現所有者 (注3)	・請求者の本人確認ができる書類 ・登記事項証明書、登記完了証、売買契約書等所有権の移転を確認することができる書類
上記以外の人	・請求者の本人確認ができる書類 ・委任状
法人	・請求者 (窓口に来た人) の本人確認ができる書類 ・代表者印 (あるいは代表者印を押印した委任状) ・当該法人との関係が分かる書類 (社員証、職員証等)

(注1) 本人確認ができる書類とは、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などです。他市で本人へのなりすまし等により個人情報不正に取得する事例が発生していますので、本人確認を厳格にしています。ご理解、ご協力をお願いします。

(注2) 堺市在住かつ同一世帯で住民登録されている方や、公的機関が発行する書類等で「同居していること」と「親族であること」が分かる方は委任状を省略できます。それ以外の方は委任状が必要です。

(注3) 賦課期日 (令和6年1月1日) 後に所有権移転等により固定資産を取得した人。

税務証明交付申請書・委任状の様式は、堺市ホームページ：「くらし・手続き→税金→申請書ダウンロード→税に関する申請書類→税務証明交付申請書」からダウンロードすることができます。

「年度分」か「年分」か？

税の窓口でよく混乱するのが「年度分か年分か」ということです。

令和6年度に発行できる最新の所得・課税証明書 (※) には、令和5年中の所得に対して課税された令和6年度の市民税・府民税・森林環境税 (国税) が記載されています。単に「令和5年の証明を」と請求があっても、「令和5年度の課税」についての証明が「令和5年分の所得」についての証明かの判断がつかない場合もありますので、提出先などに確認のうえ請求してください。

※毎年6月から発行可能になります。ただし、給与所得者で市民税・府民税のすべての税額を特別徴収の方法でお納めいただく方については、特別徴収税額決定通知書発送後の5月中旬頃から発行可能です。

(2) 証明書の種類と取扱窓口など

種 類	内 容	取扱窓口	手 数 料
市民税・府民税・森林環境税 (所得・課税) 証明書 (注4)	1年間の所得金額、税額など	各区役所 市民課 (注4)	1年度につき
固定資産評価 証明書 (土地・家屋)	土地・家屋の所在地、地積、 床面積とその評価額など	各区役所 市民課	土地： 1年度1筆につき 家屋： 1年度1棟につき
固定資産公課 証明書 (土地・家屋)	「固定資産評価証明書」の内容に 加えて、課税標準額と税額		
固定資産評価 証明書 (償却資産)	償却資産の種類、評価額、 決定価格、課税標準額など	市税事務所 固定資産税課 償却資産係	1年度・1種類 又は1名称につき
固定資産公課 証明書 (償却資産)	「固定資産評価証明書」の内容に 加えて、税額		1年度1名称につき
納税証明書 (注5)	市民税・府民税、固定資産税、そ の他の市税の課税額と納付額など	各区役所 市民課	1年度1税目につき
住宅用家屋 証明書	一定の要件を備えた住宅に対する 証明で、登録免許税の軽減税率 の適用を受ける際に必要 →P69	市税事務所 固定資産税課 または 税務サービス課 (堺区市税の窓口)	1件につき
			300 円
			1,300 円

(注4) 市民税・府民税・森林環境税（所得・課税）証明書（本人の最新年度分）は、コンビニエンスストア等でも取得できます。詳しくは下記をご覧ください。

(注5) 納税後すぐに納税証明書を請求する場合は、領収証書をお持ちください。

市税の証明書の記載事項についての問合せは？

証明書に記載された所得金額、課税物件の面積や税額など詳しい内容については、
市税事務所 各税目の担当課にお問合せください。→P95,96

2. 自動交付機・コンビニエンスストアでの取得

窓口より安く、土曜・日曜日、祝休日、深夜・早朝でも取得できます！

窓口以外でも、全区役所に設置している自動交付機や、全国のコンビニエンスストア等の専用端末（マルチコピー機）で取得できます。

【取得できる市税の証明書】市民税・府民税・森林環境税（所得・課税）証明書（本人の最新年度分のみ）

【手数料】1通 150 円

【利用時間】

自動交付機（各区役所市民課に設置）：平日の午前9時から午後5時30分まで

※土曜・日曜日、祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）は利用できません。

コンビニエンスストア等：午前6時30分から午後11時まで

※12月29日～1月3日とメンテナンス作業等の保守点検期間は利用できません。

【注意事項】・証明書の取得には、マイナンバーカードが必要です。

・転出等ですでに堺市に住民登録のない方は利用できません。

3. 郵送請求による取得

市税の証明書は、郵送でも請求することができます。次の①～④を同封の上、下記あてに郵送してください。ご不明な点は取扱窓口までお問合せください。

① 申請の内容を記載した文書

堺市ホームページ：「くらし・手続き→税金→申請書ダウンロード→税に関する申請書類→税務証明交付申請書」にある「税務証明交付申請書」か、便せんなどの用紙に以下の例を参考にして必要事項を記載してください。

＜申請の様式例＞

氏名	生年月日
現住所	
[堺市での住所 (a)]	
電話番号 (b)	
使用目的 (c)	
年度	証明を 通 請求します。(d)

(a) 市外へ転出された場合には、[堺市での住所]も記載してください。

(b) 請求の内容についてお尋ねすることがありますので、日中に連絡できる電話番号を記載してください。

(c) 記載例：融資・扶養・児童扶養手当・保育所・学校・税務署・法務局など

(d) 土地・家屋の評価証明や公課証明の場合には、その所在地と土地・家屋の区分を記載してください。

② 証明手数料：郵便局で発行する定額小為替を証明書交付手数料分（→P60）同封してください。

➡ お釣りのないようお願いします。

③ 返信用封筒および返信料：返送先の住所・氏名を記載した封筒に所要額の切手を貼ってください。

④ 請求者の本人確認ができる書類：マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、健康保険証（保険者番号及び被保険者記号・番号をマスキング（黒で塗りつぶし）したもの）などのコピーを同封してください。本人以外の方や法人が請求するときは、追加で書類等が必要な場合があります。→P59

郵送請求の取扱窓口

- 市民税・府民税・森林環境税（所得・課税）証明書、固定資産評価・公課証明書（土地・家屋）、納税証明書は、**戸籍住民課 郵送証明担当**
（〒590－8501（住所記載不要） 堺市役所 電話 072－228－7048）
※市役所専用郵便番号のため、あて先住所の記載は不要です。
- 償却資産にかかる証明書（納税証明書を除く）は、**固定資産税課 償却資産係**
（〒591－8037 堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1 電話 072－231－9765）
- 住宅用家屋証明書は、**固定資産税課**
（〒591－8037 堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1 電話 072－231－9761～9764）

4. 電子申請による取得

スマートフォンやパソコンを使って、堺市電子申請システムからオンラインで市税の証明書の交付申請ができます。

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/portal/home>)



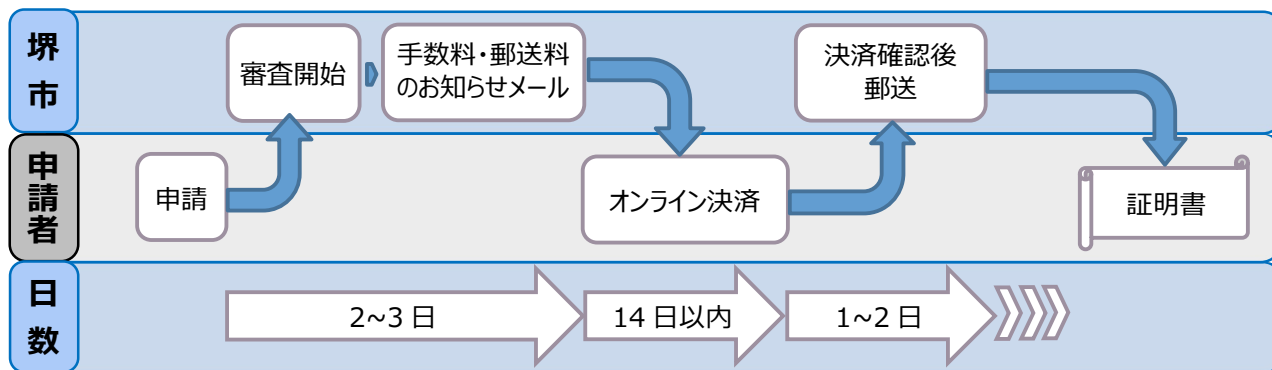
(1) 申請できる人と申請時に必要なもの

個人	法人
本市市税の納税義務者本人	
マイナンバーカードをお持ちで 署名用電子証明書の登録をされている方	次のいずれかの署名用電子証明書をお持ちの法人 ・商業登記に基づく電子証明書（商業登記電子証明書） ・TDB 電子認証サービス TypeA の電子証明書 ・e-Probatio PS2 サービスの電子証明書 ・AOSign サービスおよび法人認証カードサービスの電子証明書
オンライン決済が可能な方・法人 ※利用できるオンライン決済の種類については、堺市電子申請システムの「よくあるご質問」をご確認ください。	

(2) 手数料・郵送料

窓口と同額の手数料（→P60）に加え、郵送料（証明書の枚数に応じて変動）が必要です。

(3) 申請の流れ



日数はあくまでも目安です。申請内容によっては、さらに期間を要する場合があります。

土曜・日曜日、祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）は、審査や発送等の業務を行いません。

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.